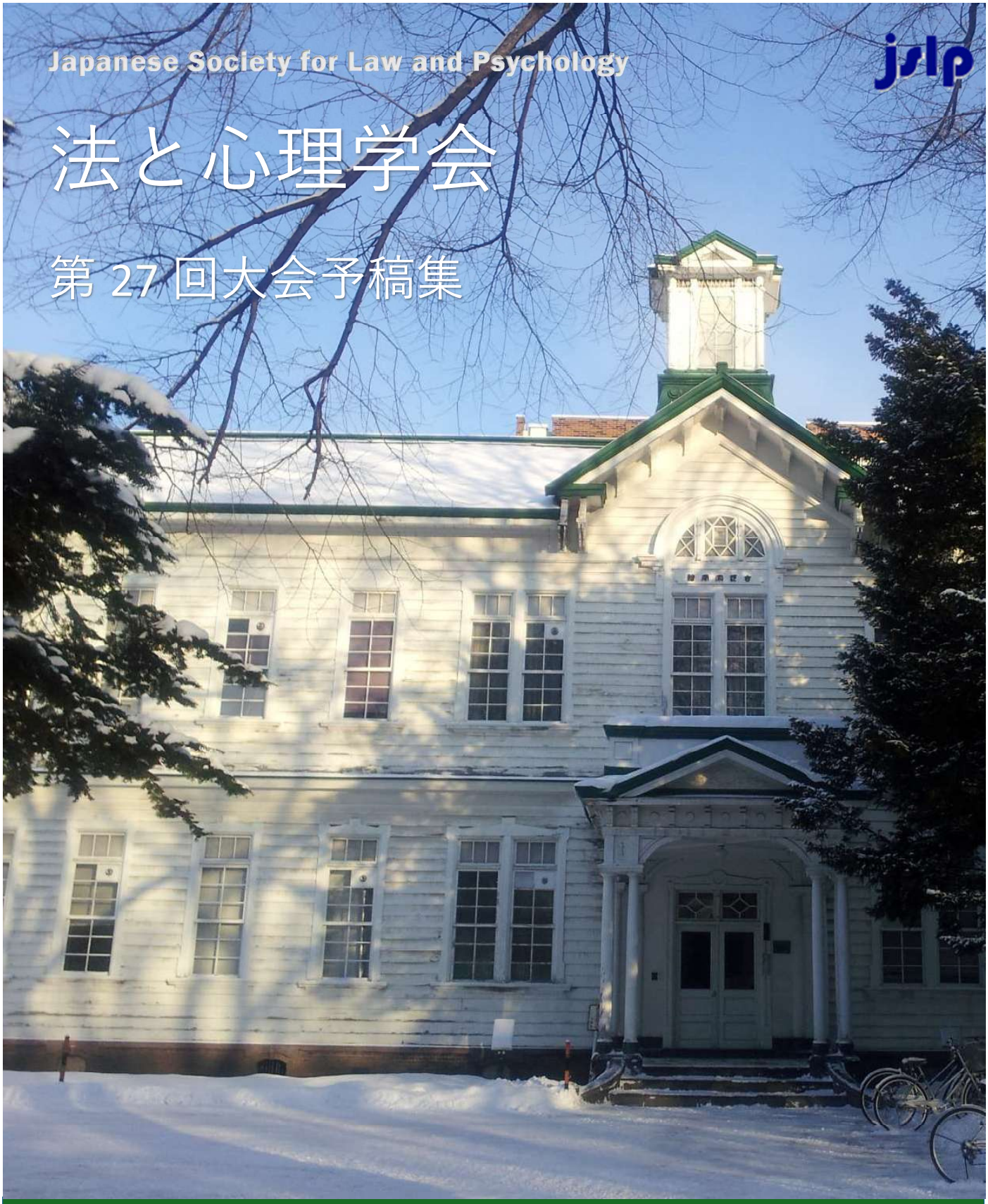

Japanese Society for Law and Psychology

法と心理学会

第 27 回大会予稿集

日時｜　2026 年 11 月 28 日(土)・29 日(日)

場所｜　北海道大学札幌キャンパス

主催｜　法と心理学会 **http://jslp.jp/**

目　次

口頭報告 51「LLM 時代の量刑判断研究：窃盗判決文の混合研究法と機械学習解析の方法論的統合」……3
口頭報告 52「裁判官と AI の量刑情報が食い違うとき：AI による量刑情報は市民の量刑判断を厳罰化するのではなく収束させる」……4
口頭報告 53「消えゆく最後の野蛮？70 年間の世論調査データの統合による日本の死刑支持の検討」……5
口頭報告 54「刑務所役割観が拘禁刑への態度と量刑判断に及ぼす影響」……6
口頭報告 61「有罪事件における犯人識別供述の信用性評価―心理学的知見と裁判実務の交点」……7
口頭報告 62「F. Arntzen とドイツにおける供述の信用性鑑定」……8
口頭報告 63「司法面接的聴取から体験性を識別するための仮説（2）」……9
口頭報告 64「山上裁判員裁判における量刑理由のテキストマイニング分析」……10
口頭報告 65「刑事訴訟における「信頼性」概念の再検討―供述・科学鑑定をめぐる用法の整理―」……11
口頭報告 66「職場のパワーハラスメントにおける事実認定と懲戒処分―ハラスメント対応担当者間の判断の相違―」……12
WS 51「実証研究から考える日本版司法取引の課題と展望」……13
WS 61「改正再審法と供述心理鑑定」……14
WS 62「評議の中で裁判官はどう発言するのか」……15
ポスター報告 1「模擬家事調停における調停員の諸評価：対面と web 条件の比較」……16
ポスター報告 2「刑事事件に対する認知と内受容注意の関連」……17
ポスター報告 3「”子供の心の声を聴く”コミュニケーション支援のための絵カード」……18
ポスター報告 4「情報の読み飛ばしによる詐欺被害リスクと楽観性バイアスの変容」……19
ポスター報告 5「欺瞞性認知を喚起させる場面と共感・猜疑心が虚偽判断に及ぼす影響」……20
ポスター報告 8「混合研究法を用いた刑事立法過程における関与主体の分析」……21
ポスター報告 9「目撃者の視力や視認状況にもとづく識別判断の信用性の再検討―信号検出理論に基づく分析―」……22
ポスター報告 10「目撃証言における明るさ表現から想起される明るさ感の定量的検討」……23
ポスター報告 11「刑事免責制度に関する情報教示の程度が証言意思決定に及ぼす影響」……24
ポスター報告 12「「恥ずかしい」感情を伴う出来事の報告に通訳人の位置が及ぼす影響」……25

【口頭報告】　11月28日(土)9:00
51

LLM 時代の量刑判断研究：窃盗判決文の混合研究法と機械学習解析の方法論的統合

貞村真宏[1]　向井智哉[2]　綿村英一郎[1]
1：大阪大学大学院人間科学研究科　2：福山大学人間文化学部
キーワード：量刑判断，福祉的支援，判決文分析，大規模言語モデル，機械学習

目的

日本の成人刑事裁判には，行為者の評価のための判決前調査（PSI）の制度がなく，被告人の福祉的支援の情報は主に弁護人の情状立証を通じて法廷に入る．この空白のもとで，判決文の福祉的支援情報が実刑と執行猶予の選択とどう関わるかは，焦点的関心理論（Steffensmeier et al., 1998）のいう更生可能性の評価に直結する問いだが，従来の方法では規模の面で検討が難しかった．本報告は，大規模言語モデル（LLM）による判決文からの変数抽出と回帰分析（研究 1）と，機械学習による量刑予測モデルの解釈（研究 2）を統合して同じ問いに答える．

方法

研究 1 は，Westlaw Japan の 2017 年 1 月から 2026 年 9 月の窃盗関連第一審 821 判決（908 被告人）中，窃盗主罪の有罪 397 被告人（369 判決）を，抽出開始後・仮説検定前に凍結した分析計画に従って分析した．支援類型（なし・情緒的・構造的）・主罪・処分は Claude Opus 5 と Gemini 3.1 Pro Preview で判決単位に独立抽出し（支援類型の $\kappa = 0.85$），不一致は凍結後の規則と言語モデルによる原文確認で確定した．第一著者が抽出結果を見ずに行った二重コーディング 30 件で $\kappa = 0.93$（保留 5 件除外，保留を支援なしとすると 0.74）．実刑のロジスティック回帰で求刑月数と前科数を統制し，量刑理由 348 判決のテキスト分析を併用した．研究 2 は同データベースの窃盗関連 1,954 判決で，本文の TF-IDF 5,000 特徴と前科数による L1 正則化ロジスティック回帰（10 分割交差検証）で実刑／執行猶予を予測し，SHAP 値（Lundberg & Lee, 2017）で解釈した．事前定義した福祉的支援語彙 59 特徴（31 語幹）の重要度順位を評価し，日本語 BERT の微調整モデルでも再検証した．語義は層化 100 出現の人手検証で約 6 割が該当した．

結果

研究 1 の支援記載は 207 被告人（52.1%），情緒的 181，構造的 26 であった．支援記載ありの実刑オッズは記載なしの 0.65 倍（95% CI [0.43, 0.96]，n = 392）であり，求刑と前科の統制後は 0.29 倍（[0.13, 0.63]，n = 284．求刑を含めない感度分析では有意でない）であった．類型別では情緒的支援 OR = 0.37（[0.16, 0.84]），構造的支援 OR = 0.10（[0.02, 0.44]）でいずれも有意で，実刑事案の刑期との関連は検出されなかった．感度分析 8 種中 3 種で一方のモデルが有意でなかった．テキスト分析では監督・更生・家族・福祉の関連語が支援あり群に多く，207 被告人の文脈分類では構造的支援は再犯リスク低減と更生可能性，情緒的支援は家族の絆と監督（86.7%）の文脈にあった（探索的記述）．研究 2 では，モデルが選択した福祉的支援語彙 26 特徴が執行猶予側 17（更生，保護観察，監督など）と実刑側 9（社会復帰，施設など）に分かれ，同じ語彙群が双方の理由づけに現れた．59 特徴のうち 14 は重要度の上位 10%に入り（期待値の 2.4 倍，頻度を揃えた帰無分布で $p \leq .004$），AUC は 0.925（本文のみ 0.901），BERT 分割平均 0.947，最も強い予測子は前科数（平均|SHAP| = 0.331，実刑方向）であった．

考察

研究 1 は支援情報の記載と実刑回避との関連を，研究 2 はその語彙が実刑と執行猶予を分ける境界の両側にあることを示した．予測可能性と前科の重みは他法域の知見と整合し，本報告の独自性は福祉語彙の両義性にある．LLM による一次抽出は処分を参照しうる条件で行われたため関連は上振れしうる．また，公刊判決は注目度で選ばれた集合であり，一般化には限界がある．留保のうえで本報告は，PSI 制度を欠く日本で福祉的支援情報が既に量刑の理由づけの一部をなしていることを示す．ただし，判決前調査の制度化が支援を実効化することを含意しない．

引用文献

Steffensmeier, D., Ulmer, J., & Kramer, J. (1998). The Interaction of Race, Gender, and Age in Criminal Sentencing: The Punishment Cost of Being Young, Black, and Male. Criminology, 36, 763-798.

Lundberg, S. M., & Lee, S.-I. (2017). A Unified Approach to Interpreting Model Predictions. Adv. Neural Inf. Process. Syst., 30, 4765-4774.

【口頭報告】 11月28日(土)9:30
52

裁判官とAIの量刑情報が食い違うとき：AIによる量刑情報は市民の量刑判断を厳罰化するのではなく収束させる

井奥智大[1,2]・綿村英一郎[3]

1：大阪大学大学院基礎工学研究科　2：神戸女子大学心理学部　3：大阪大学大学院人間科学研究科

キーワード：量刑，アンカリング，アルゴリズムによる意思決定支援，裁判員制度

目的

量刑支援アルゴリズムは、市民の量刑を厳罰化するのであろうか。数値を見た後の判断がその数値に引き寄せられる現象はアンカリングと呼ばれ、法的判断においても見られる（Bystranowski et al., 2021）。しかし、裁判官という人間の専門家とAIが同一の尺度上で対立する数値を示したとき、市民がどう判断するかはほとんど検討されていない。先行研究（Watamura, Liu, & Ioku, 2025）は両者への選好に差がないことを示したが、従属変数が実刑か執行猶予かに近い二値的なものであり、判断が“どれだけ動いたか”を捉えたものではない。そこで、本研究は裁判員制度で実際に用いられる懲役年数を尺度とし、裁判官（7年）とAIの量刑情報（4年または10年）が対立する場面での市民の量刑を、2つの実験（N = 2,790）で検討した。

方法

参加者は調査会社のパネルから募集した（研究1：N = 1,596、研究2：N = 1,194）。参加者は裁判員として、被告人が口論の末に同僚を果物ナイフで刺し死亡させた傷害致死事件（刑法205条）の概要を読み、量刑を判断した。裁判官の意見は全条件で「懲役7年が相当」であり、AIは過去の類似事例に基づく司法判断支援システムとして提示された。研究1は2（AIの推奨：寛大4年 vs. 厳罰10年）× 2（前科：なし vs. あり）の参加者間計画であり、量刑は4〜10年の7段階から選択させた。研究2はAIなしの統制条件を加えた3（推奨：なし vs. 4年 vs. 10年）× 2（鑑定人による再犯リスク：低 vs. 高）の参加者間計画とし、尺度を1〜20年に広げた。

結果

研究1では、10年の推奨は4年の推奨より刑を長くし（M = 8.13 vs. 7.01, η_p^2 = .073）、その差は前科なしで0.63年（d = 0.31）、前科ありで1.61年（d = 0.81）と、前科がある場合に2倍以上に拡大した（交互作用 p < .001）。

研究2の統制条件（n = 398）では、裁判官の7年のみを読んだ参加者の平均は10.25年（SD = 5.10）であり、54.3%が10年以上を選んだ。すなわち、“厳罰”として設計した10年は、参加者自身の分布の内側に位置していた。この基準に対し、4年の推奨は平均を1.90年引き下げた（d = −0.40, p < .001）が、10年の推奨は平均を変えなかった（−0.30年, p = .377）。±1年を最小関心効果量とする等価性検定はそれ以上の効果を棄却し（p = .022）、上方向の効果の上限は約3か月であった。しかし、10年の推奨は無効だったのではない。SD は5.10から4.59へ、四分位範囲は7年から3年へ縮小し、ちょうど10年を選ぶ割合は26.4%から37.4%に上昇した(Table 1)。再犯リスクの操作はリスク認知を高めた（d = 0.43）が、量刑には影響しなかった（p = .909）。

Table 1 条件別の量刑の平均と散布度（研究2）

	AIなし	寛大(4年)	厳罰(10年)
M（年）	10.25	8.35	9.95
SD	5.10	4.47	4.59
四分位範囲（年）	7	4	3
推奨値と一致（%）	26.4 / 2.3	6.0	37.4

注. 各条件 n = 398。AIなし条件の割合は10年/4年を選んだ割合。

考察

それでは、AIの量刑情報は市民の量刑を引き上げるのであろうか。本研究の答えは否である。推奨値が判断者の分布の外側にあれば平均を動かし、内側にあれば平均を動かさずに分布を収束させる。平均が変わらないことは推奨が無視された証拠とも解釈できる。しかし、無視されたのであれば散布度は変わらないはずであり、実際には有意な縮小が観察された。そのため、10年の推奨は上下双方から参加者を引き寄せ、その動きが平均上で相殺されたと考えられる。本知見の含意は2つある。第1に、統制条件のない研究1だけを見れば、1.12年の差は「厳罰的推奨が量刑を引き上げた効果」と解釈された可能性がある。他方、研究2を踏まえると、この差は厳罰化ではなく、AIの推奨値に判断が引き寄せられた結果と考えられる。第2に、量刑判断の一貫性を重視するなら、判断の平均だけでなく散布度にも注目する必要がある。ただし、判断を収束させる仕組みは誤った情報にも判断を収束させる危険を伴う。

引用文献

Bystranowski, P., Janik, B., Próchnicki, M., & Skórska, P. (2021). Anchoring effect in legal decision-making: A meta-analysis. *Law and Human Behavior, 45*, 1-23.

Watamura, E., Liu, Y., & Ioku, T. (2025). Judges versus artificial intelligence in juror decision-making in criminal trials: Evidence from two pre-registered experiments. *PLOS ONE, 20*(1), e0318486.

【口頭報告】 11月28日(土)10:30
53

消えゆく最後の野蛮？
70年間の世論調査データの統合による日本の死刑支持の検討

向井智哉[1]　湯山祥[2]　貞村真宏[3]　松木祐馬[4]　井奥智大[5]　趙恩慶[6]　綿村英一郎[3]
1：福山大学人間文化学部　2：早稲田大学大学院文学研究科　3：大阪大学大学院人間科学研究科
4：中部大学人文学部心理学科　5：神戸女子大学心理学部心理学科　6：中央大学大学院法学研究科
キーワード：死刑支持，世論調査，メタ分析，測定方法

目的

日本では，死刑制度を維持する根拠の一つとして，国民の多数が死刑を支持していることが指摘されてきた。しかし，死刑支持率は質問文や選択肢によって変化することが知られており，個々の調査結果をそのまま「国民の支持」とみなすことには問題がある。本研究では，1950年代以降に日本で実施された死刑に関する世論調査を統合し，①死刑支持の長期的推移，②測定方法による支持率の差，③終身刑等の代替刑提示による支持率の変化を検討した。

方法

政府，報道機関，研究者等による死刑世論調査を収集し，質問文，回答選択肢，標本数，調査対象，調査方法等をコーディングした。最終的に収集されたのは156調査287,466名であった。死刑支持率をロジット変換し，同一標本内の依存性を考慮したマルチレベル・メタ回帰を行った。長期的推移の確認的分析には，一般市民を対象とした確率標本55調査（のべ185,727名）を用いた。また，中間選択肢等の影響について，全回答者を分母とする支持率と，支持・反対のいずれかを示した回答者のみを分母とする支持率を比較した。

結果

①一般市民を対象とする確率標本55調査では，死刑支持率の有意な線形変化は認められなかった。モデル適合度を比較すると，線形モデルよりも二次曲線モデルおよび自然スプラインモデルの適合が良好であった。推定された支持率は1950年代から上昇し，1990～2000年代頃に高い水準に達した後，近年低下するパターンを示した。一方，中間・「わからない」を除いた方向性回答のみを用いた感度分析では，調査年が新しいほど支持率が高かったのに対し，死刑を明確に支持する回答のみを支持とした分析では時間的変化は認められなかった。

②測定方法の影響については，中間選択肢がある調査では，全回答者を分母とする死刑支持率が有意に低かった。「わからない」選択肢についても同様に支持率が低かった。しかし，中間・「わからない」を除き，支持または反対を示した回答者のみを分母とすると，中間選択肢の関連は消失した。一般市民のみの分析でも同様であり，全回答分母では中間選択肢の効果が認められたのに対し，方向性回答分母では認められなかった。

③通常の死刑質問と終身刑等の代替刑を同一標本で比較できる7調査では，代替刑提示により死刑支持率が平均約23ポイント低下した。

考察

①日本の死刑支持は，一貫して上昇してきたものではなく，近年には低下もみられた。②また，観察される支持率は測定方法によって大きく異なっていた。特に，中間選択肢による支持率低下は，支持者が反対へ移動するというより，中間回答へ移動することで生じていると考えられる。③さらに，代替刑の提示によって支持率が大きく低下することから，日本の死刑世論は固定的な態度というより，質問方法や提示される政策選択肢に依存することが示された。したがって，単一の支持率のみから世論を捉えることには慎重さが求められる。なお，現在も資料収集とコーディングを継続しており，分析対象数および推定値は大会発表時までに変更される可能性がある。

【口頭報告】　11月28日（土）11：00

54

刑務所役割観が拘禁刑への態度と量刑判断に及ぼす影響

○板山　昂[1]

[1]関西国際大学心理学部

キーワード：刑務所役割観，拘禁刑に対する態度，量刑判断

目　的

日本の刑事司法は2025年，懲役・禁錮を廃止し，受刑者の特性に応じた処遇を可能とする「拘禁刑」を導入した。その最大の転換点は，刑罰の中心的要素であった作業義務を外し，労働を改善更生のための手段として再定義した点にある。この「応報」から「教育・改善」への転換は，一般市民に「罰が軽くなった」という印象を与え，厳罰志向の強い人々に刑期の長期化を求めさせる「量刑インフレ」につながる可能性がある。人々の刑罰観には，処罰を重視する厳罰傾向と，改善更生を重視する治療傾向が併存しており（向井・藤野, 2021），厳罰志向が強いほど情状酌量を認めにくく，量刑が重くなることが示されている（板山, 2014）。また，刑務所に関する情報提供や地域との接触は，刑務所や出所者に対する態度に影響し，矯正システムへの信頼や社会的包摂を促進する可能性が示されている（上瀬他, 2017; 上瀬, 2024）。

そこで本研究では，一般市民が刑務所に期待する役割や拘禁刑への態度に着目し，それらが具体的な量刑判断とどのように関連するのかを検討する。

方　法

参加者　兵庫県内の大学の学生126名が質問紙実験に参加した。そのうち回答に不備のなかった109名（男性56名，女性51名，不明2名，平均年齢 = 18.79歳，*SD* = 1.19）を分析対象とした。

手続き　先行研究を参考に作成した「刑務所役割態度尺度」（16項目），懲役刑と新しい拘禁刑の説明をした上で，拘禁刑の理念・特徴・導入において懸念された点をもとに独自に作成した「拘禁刑に対する態度尺度」（16項目）に対して，1.全くそう思わない～5.非常にそう思うまでの5件法で回答を求めた。さらに，板山（2016）の強盗致傷事件シナリオに対して，「懲役刑で考える場合」と「拘禁刑で考え場合」のそれぞれの量刑（刑期）について有期刑1年～30年の間で回答を求めた。

結果・考察

まず，刑務所役割態度尺度（16項目）に対して，最尤法・Promax回転による因子分析を行った結果，「社会復帰支援（α = .852）」，「応報・罰（α = .808）」，「改善・更生（α = .905）」の3因子が抽出された。次に，「拘禁刑に対する態度尺度」（16項目）に対しても最尤法・Promax回転による因子分析を行った結果，「更生・教育への期待（α = ..894）」，「応報・安全への懸念（α = .820）」，「公平性・一貫性への懸念（α = .881）」の3因子が抽出された。

パス解析の結果，刑務所役割観の社会復帰支援は更生・教育への期待と正の関連（$\beta = .482, p < .01$），応報・安全への懸念と負の関連（$\beta = -.321, p < .01$）を示した。応報・罰は応報・安全への懸念（$\beta = .432, p < .01$），公平性・一貫性への懸念（$\beta = .220, p < .05$），懲役刑の量刑（$\beta = .329, p < .01$），拘禁刑の量刑（$\beta = .273, p < .05$）と正の関連を示した。改善・更生は更生・教育への期待と正の関連（$\beta = .208, p < .05$），拘禁刑の量刑と負の関連（$\beta = -.249, p < .05$）を示した。

拘禁刑に対する態度では，更生・教育への期待が拘禁刑の量刑と負の関連（$\beta = -.210, p < .10$）を示した。

結果から，刑務所役割観のうち社会復帰支援を重視する傾向は，更生・教育への期待を高めるとともに，応報・安全への懸念を低めることが示された。これは，社会復帰支援的な価値観が応報的な捉え方と対照的な位置づけにあることを示唆する。

一方，応報・罰を重視する役割観は，応報・安全への懸念および公平性・一貫性への懸念と正の関連を示し，さらに懲役刑・拘禁刑の量刑判断とも正の関連を示した応報的価値観が厳罰化と結びつく中心的な価値志向であることが確認された。

改善・更生を重視する役割観は，更生・教育への期待と正の関連を示す一方で，拘禁刑の量刑判断とは負の関連を示した。このことから，更生重視の価値観は拘禁刑の厳罰化を抑制する方向に働くと考えられる。

拘禁刑に対する態度のうち，更生・教育への期待は拘禁刑の量刑判断と負の関連を示し，更生的観点が量刑の軽減と結びつく可能性が示された。ただし，他の態度要因は量刑との有意な関連を示さず，量刑判断は拘禁刑に対する態度よりも，刑務所役割観というより基礎的な価値観によって規定される傾向が明らかとなった。

Table 1
刑務所役割態度および拘禁刑に対する態度と量刑の関連

変数名	更生・教育への期待	応報・安全への懸念	公平性・一貫性への懸念	懲役刑	拘禁刑
刑務所役割観					
社会復帰支援	.482 **	-.321 **	-.186	.045	.056
応報・罰	.066	.432 **	.220 *	.329 **	.273 *
改善・更生	.208 *	.075	.143	-.160	-.249 *
拘禁刑に対する態度					
更生・教育への期待				-.175	-.210 +
応報・安全への懸念				.011	.043
公平性・一貫性への懸念				-.009	-.055
R^2	.408 **	.250 **	.076 *	.144 *	.173 **

** $p < .01$, * $p < .05$, + $p < .10$

【口頭報告】
61

11月28日(土)9:00

有罪事件における犯人識別供述の信用性評価―心理学的知見と裁判実務の交点

外塚果林（洗足こども短期大学）　福島由衣（京都女子大学）

キーワード　犯人識別供述　供述の信用性　6つの考慮要素　面割　面通し

【問題の所在】

犯人識別供述は，刑事事件において重要な証拠として扱われるにもかかわらず，冤罪事例の多くにおいて，誤った犯人識別供述が有罪認定の根拠となっていることが指摘されている。特に日本では，識別手続の心理学的妥当性や供述評価方法が制度として十分整備されているとは言い難い。

報告者らは，2000年以降の無罪事件13件を対象として，実務上用いられる供述の信用性に関する6つの考慮要素（ⓐ利害関係，ⓑ知覚や記憶の条件，ⓒ他の証拠との符合・裏付け，ⓓ供述内容の自然性・合理性，ⓔ供述経過，ⓕ供述態度）のうち，ⓑが中核的な重みを持ちうることを示した（福島・外塚, 2026）。そこで本報告では，犯人識別供述の信用性が肯定され有罪となった10件の裁判例を対象に，無罪事件との分岐がどこで生じているかを検討する。

【法律学の視点から】（外塚果林）

第一に，犯人識別供述の信用性に関する争点について，証拠構造の傾向を分析したところ，無罪事件と同様，有罪事件10件の多数においても，犯人識別供述の信用性は，他の争点と相まって有罪方向の推認を支える争点として位置付けられている。

第二に，有罪事件10件について，6つの考慮要素のうち，どの考慮要素が判断根拠として重視されているかについて分析したところ，有罪事件では，ⓑに加えて，ⓒが中核的な重みを持ちうることが示唆される。もっとも，より重要なのは，有罪事件においては，ⓑに対する疑念に正面から答えないまま（回避），あるいは下級審の否定的判断を実質的に骨抜きにする形で（潜脱），ⓒやⓓといったほかの考慮要素によって補完することを許容する裁判例が散見される点である。この点こそが，無罪事件との分岐をもたらしているように思われる。

【心理学の視点から】（福島由衣）

識別手続に関する心理学的知見は，これまで主にどのような手続が望ましいかを示すものとして参照されてきた。以下では，ⓑの具体的内容の一つである単独面通しに焦点を絞り，分析対象とした裁判例において裁判所がその手続をどう扱っているかを，心理学的知見に照らして述べる。

第一に，識別手続が心理学的に適正であったかどうかは，裁判所の有罪無罪判断を予測しない。今回対象とした有罪事件では，識別手続が行われた7件のうち4件，無罪事件を分析対象とした福島・外塚(2026)では7件中5件で単独面通しが用いられていた。ここからは，裁判所の判断の分かれ目は手続の良し悪しではなく，手続に問題があったときに裁判所がそれをどう扱うかで決まることが推察される。

これに関連して，第二に，有罪事件では，汚染された部分だけを取り除けば残りは使える，という扱いがなされていた。静岡地判平22・3・18は，写真面割の約2週間後に行われた単独面通しに予断が入った可能性を認めつつ，先行する写真面割の結果は信用できるとして残した。しかし，一度ある人物を選ぶとその選択が後の判断を縛ることが心理学的研究からは示唆されているため（Dysart et al., 2001), 後の手続の影響を取り除いて，それ以前の記憶の状態を取り出すことはできない。したがって，知覚や記憶の条件への疑い（ⓑ）に，他の証拠との符合・裏付けや供述内容の自然性・合理性（ⓒⓓ）で答えるという認定は，この意味で心理学的に成り立たない。

【まとめ】

心理学的知見は，これまで識別手続が適正かどうかを評価する場面で用いられてきた。今後必要なのは，手続に瑕疵があったとき何をどこまで信用してよいのかを，科学的知見に照らして規律するルールかもしれない。とりわけ，ⓑへの疑いをⓒやⓓでどこまで補いうるのか，あるいは代替可能かという問いは，個々の認定の裁量に頼りきるのではなく，あらかじめ整理されてよい論点である。

【口頭報告】　11月28日(土)9:30

62

F. Arntzen とドイツにおける供述の信用性鑑定

村山満明[1]　斎藤　司[2]　中川孝博[3]

1：立命館大学　2：龍谷大学　3：國學院大學

キーワード：供述の信用性鑑定，ドイツの供述鑑定，アルンツェン

【目的】

F. Arntzen はドイツの供述心理学者で，1950 年に供述の心理学鑑定のための研究所(Institut für Gerichtspsychologie, Bochum）を設立し，多数の鑑定事例に基づいて，性的虐待や性犯罪に関するの子どもの供述の信用性の評価方法について研究を行った。その研究成果は *Psychologie der Zeugenaussage*（証人供述の心理学）（初版 1970 年，第 5 版 2011 年）などとして公刊されている（わが国への翻訳はないが，初版については植村（1972）の，第 2 版については平田（1988）の紹介があり，その概要を知ることはできる）。わが国でも司法面接が実施されるようになり，それらの面接で得られた子どもの供述の信用性評価が課題となってきている状況で，Arntzen による供述の信用性鑑定に関する研究の成果は改めて注目されてよいと思われる。また，数多くの供述心理学鑑定が行われているドイツの状況は，今後わが国でもそうした鑑定が活用されるようになる上では参考になるところも多いのではないかと思われる。今回，ドイツで実際に供述の信用性鑑定を行っている鑑定人らにインタビューを行うことができたので，それをもとに，ドイツにおける供述の信用性鑑定の実際について紹介したい。

【方法】

2016 年 9 月 7 日に上述の Arntzen によって設立された研究所を訪問し，所長の Arnd Arntzen 氏，同研究所に登録している鑑定人の Dr. Daniela Gutschmidt 氏，Julia Juuls 氏に，また同 8 日にはデュッセルドルフの鑑定人 Dr. Beate Daber 氏の事務所に伺い，同氏に対してインタビューを行った。主なインタビュー内容は，ドイツでは供述鑑定は刑事手続きにおいてどのようにして行われるのか，心理学的供述鑑定は実際にどのようにして行われているのか，鑑定人にはどのようにしてなるのか，鑑定人の報酬等はどうなっているか，研究所はどのような役割を担っているのか，ドイツでは供述心理学鑑定に対する裁判官や検察官の受容はどうかといったことであった。インタビューは事前に質問事項を作成して送付しておいた上で，通訳を介して村山が行い，斎藤もオンラインで参加した。

【結果と考察】

鑑定は争いのある事案について行われる。鑑定の依頼は 60～70%が検察官から，それ以外が裁判官からということであった。鑑定の結果によっては，そこで事件が打ちきりとなることもある。事案によって大きく異なるが，鑑定人は時間をかけて被害者に対する調査面接を行っている。調査面接では当該の事件について聞く前に，生育歴，家庭環境などについて丁寧に聴取される。鑑定では，供述内容の分析の前に，まず当該者の供述適性が評価され，それから，供述に至るまでの周りからの影響の有無，虚偽の供述を行う動機の有無などが，資料ならびに当人からの聴取に基づき検討される。それらの結果によっては，それ以上の分析は行われないこともある。信用性徴表に基づく供述内容の評価を行う前に，供述の生成過程について可能な限りの調査が行われる。研究所は検察官や裁判官から鑑定についての相談があった場合に，鑑定人の提案を行ったりしているとのことである。(当日の報告では，時間の許す範囲でさらに調査で得られた事柄について，できるだけ紹介をしたい。)

【引用文献】

Arntzen, F. (2011). *Psychologie der Zeugenaussage: System der Glaubhaftigkeitsmerkmale* (5. Aufl.). München: C. H. Beck.

平田 元 (1988). 刑事事件における供述分析について（一）：最近の西ドイツの議論を参考にして　三重大学法経論叢 *6* (1), 1-51

植村 秀三 (1972). F. アルンツェン：証言の心理学　犯罪学雑誌，*38* (5・6), 217-225

＊本研究は，科研費「供述の信用性評価に関する公共的基準の構築」（24K04595）の助成を受けている。

【口頭報告】　11月28日(土)10:30
63

司法面接的聴取から体験性を識別するための仮説（2）

脇中　洋（大谷大学）

キーワード：　司法面接的聴取，体験性識別，一次知覚，相互作用性，文脈的整合性，トリアージ

問題：司法面接法的聴取（代表者聴取）の実態については日本虐待防止学会（2023）からプロトコルの遵守について深刻な懸念が表明されている。また質問によって引き出された内容が（犯罪の構成要件を満たしていても）外形的事実に留まっており、体験的記憶に基づいているかどうかの検証が困難な事例が散見され、NICHD プロトコルに準じた「手がかり質問」や「時間分割質問」の中で、一次知覚的記憶や相互作用的やりとりを問うことを徹底していくことが必要であろう。

こうした問題意識から第 24 回大会（2023）では、体験性の識別可能性を確かめる実証実験を提案し、第 26 回大会（2025）では体験性に疑義を抱く無罪事例を紹介して体験性の有無を識別する特性を仮説（文脈的整合性等）として提起した。

本発表では、事例（架空）を通じて浮上する課題から、司法面接手法の洗練に向けた心理学領域での課題と刑事手続き上の課題を指摘する。

事例（架空）：被害者・小学校低学年児童　被告人・養父　　両親が夕方の買い物に出たわずかな時間に家出。両親は警察に捜索を願い出る。警察は小学校近くで発見して保護するも、頭頂部にかさぶたとなった傷があり、被害児が「父親に叩かれた」「家に帰りたくない」と述べているとのことから一時保護する。6 日後に代表者聴取を実施したが、「定規で頭を叩かれた」とは述べるものの、それに伴う痛みの表出や感情、具体的なやりとりについては語らない。被告人は逮捕拘留（1 年 3 ヶ月）されたが、身に覚えがないと否認。被害児の外傷について法医学的鑑定では、定規で叩かれたとしても矛盾はないとのこと。弁護人は、養父が被害児の弟に対する傷害の前歴があることで警察が予断を持ったのではないかと考えている。

なお被害児は AD/HD や ASD の診断を受けており、頭部の傷は自宅ガレージや家出中にできた可能性を指摘している。なお被害児に解離性障害を窺わせる徴候は見られない。

心理学領域の課題：まずは体験性の高い語りを引き出す面接プロトコルの徹底と洗練が必要であろう。当然それらを反映した研修や修了基準の厳格化が求められる。また事例を通じて識別可能性を高める仮説を生成し、実証実験によって体験性の識別基準を練り上げていくことも求められる。

体験性	高い	低い
真実	A（有罪であるべき）	B（解離性障害等）
虚偽	C（巧妙な捏造）	D（無罪であるべき）

上表のように被害者の語りの体験性と犯罪の真偽の組合せから検討すると、体験性の検討によって、A と D を識別する事が期待される。しかし現状の代表者聴取結果では、B に（体験性富んだ語りが不在の）A が混在した状態と D を検討しているのが実態である。体験性に関する質問を徹底させ、体験性に乏しい語りであれば B に相当するケースに注意し、体験性に富んだ語りであっても、C に相当するケースを検出することが求められる。

刑事手続き上の課題：事例（架空）から見いだされる刑事手続き上の問題として、代表者聴取以前の汚染防止を徹底する必要がある。これに関して飛田（2025）は一時保護に相当するかどうかを決定するトリアージの必要性を述べているが、児童の生活施設や教育機関、警察において犯罪の可能性を認知した時点でどのように問いかけるのか、そして録音・録画等の記録に残した上で児童相談所に通報するべくガイドラインを策定するべきであろう。また司法面接的聴取前に「証人テスト」を彷彿とさせる打ち合わせも禁止すべきである。

さらに判決等を参照する限りで裁判所は体験性の識別基準を参考にしていると思われないが、裁判所の認識が体験性の有無を参考にすることを目指したい。**文献**：日本子ども虐待防止学会理事長声明 2023，　飛田桂 2025 トラウマティック・ストレス 23.

【口頭報告】 11月28日(土)11:00
64

山上裁判員裁判における量刑理由のテキストマイニング分析

山本　聡[1]
1：神奈川工科大学
キーワード： テキストマイニング, 生い立ち, 結果の重大性

目的

テキストマイニング分析では量刑理由に現れる言葉の傾向変化や被害感情・被告人の反省といった心情的要因が量刑に与える影響を可視化できる。元首相銃撃事件の裁判員裁判では、宗教2世の被害者性の問題よりも民主主義への暴力の悪質性が強調され、検察側の厳しい求刑の通りとなった。判決文の論理構造上、「背景（母親・献金・不遇）」と「断罪（殺意・自己中心的・飛躍）」のクラスターの対比がどう語られるか、比較分析によって視覚的な表示を試みる。

方法

KH-corder(オフィシャルパッケージ)を使い、1）前処理と辞書登録：①判決文（令和5年(わ)第7号、同第154号）のテキストデータをインポートする。②法律用語や複合語（「再犯可能性」「更生可能性」「犯罪手段」など）を適切に抽出するため、必要に応じて固有の語を辞書に追加・調整する。2）共起ネットワーク分析：出現頻度やパターンの似た言葉を線で結び、量刑判断における重要キーワード（例：「反省」「前科」「被害者」「示談」など）の結びつきを視覚化し、「生い立ち」と「結果の重大性」の断絶を可視化。3）対応分析や階層的クラスター分析：大阪地裁の令和6年判決（同じ田中伸一裁判長）との比較を考えたが判決文が公開されていないため断念。

判決文

量刑判断の主軸は「西大寺事件（政治家殺害事件）」であると明記。以下5点が主な量刑判断の根拠：①犯行態様の悪質性・危険性の高さ　②被害者の生命が失われた重大性　③公共の静穏や安全への重大な侵害　④計画性の高さ　⑤被告人の意思決定過程に対する強い非難。生い立ち（宗教2世の被害者性）については、本件各犯行の意思決定過程に影響を与えたが、大きく酌むべき事情とは評価しない。行動態様および社会への暴力の悪質性が量刑に圧倒的な要素となる。

分析結果

「母親」「兄」「生い立ち」「不遇」 などの語句がクラスターを形成するが、「旧統一教会」「献金」「家庭崩壊」などのクラスターは認識されない。⇒ 教団の影響軽視。いっぽう「口径」「銃砲」「危険」「製造」「散弾」 といった犯行を断罪するクラスターが大きく、生い立ちのクラスターとは結ばれていない。⇒ 準備・計画性重視で、「家庭的事情は認知しつつも、量刑判断の主軸（悪質性）からは論理的に切り離した」という構造を認めることができる。

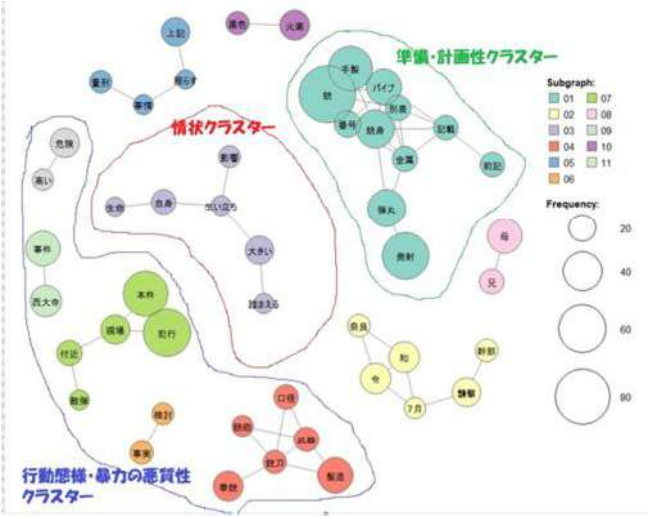

Figure1. 共起ネット（クラスター分け）

考察

求刑通りを予測するメディアが多かったが、判決文に「政治テロ」や「民主主義の根幹を揺るがす」などの言葉はない。批判的な論調も多く「木を見て森を見ない不出来な判決」との被告の叔父（元弁護士）の手記も報道。「判決は法律と事実によって決定されるのではなく**「刺激」と「人格」**によって決定される」とのジェローム・フランク（リアリズム法学）そのものである。**怒り**は人間と人間の正常な関係や規範に関る重要な**感情**なのであり、たとえば「死刑」といった制度はその最も感情的な法的表現である（マーサ・ヌスバウム『感情と法』）。裁判員は“Family metaphor”の判断をする傾向があるが、本判決が不遇な宗教二世の生い立ちを量刑要素としなかった理由は何か。

引用文献

堀田秀悟『テキストマイニングによる判決文の分析』，瀬木比呂志『現代日本の法意識』など

【口頭報告】 11月29日(日)11:00

65 刑事訴訟における「信頼性」概念の再検討 －供述・科学鑑定をめぐる用法の整理－

外塚果林（洗足こども短期大学非常勤講師）

信頼性　証拠能力　証明力　供述証拠　科学鑑定

1　問題の所在

科学的証拠が争点となった刑事訴訟において、なぜ誤った事実認定が生じるのか。その一因は、刑訴法学（ここでは学説と法実務）と心理学がともに用いる「信頼性」という概念が一致していない点にもあるのではないか。本報告は、それぞれの分野における信頼性の用いられ方を整理し、証拠能力のフェーズの概念として位置付けることの意義を示す。

2　刑訴法学における信頼性

証拠能力とは、厳格な証明に使用することができる証拠の適格性とされ、証明力（事実の証明に役立つ実質的な価値）の判断の前提となるものである。とりわけ、科学的証拠については、人の五官を超える手続・方法を用いて得られる認識・判断であることから、当該証拠に信頼性があることが必要とされてきた。

信頼性の具体的な概念について、学説では「原理的な妥当性」および「具体的検査方法の適切性」と定義されるのに対し、法実務では「ジャンクサイエンス以外」と定義される。後者は、法律の専門家である職業裁判官には科学的証拠の持つ危険性が実現化しない防波堤があることから、証明力のフェーズで科学的証拠について過大に評価するおそれが低く、それゆえ、証拠能力のフェーズで危険な科学的証拠を厳格に振り分ける必要性が低いことに起因する。

このように、信頼性をめぐる学説と法実務の概念の相違は、職業裁判官による事実認定を信頼しうるか否かに依存するものである。しかしながら、近時、科学鑑定の結果に関する信頼性の有無が争点となり、差戻審で無罪が確定した乳腺外科医事件を分析したところ、差戻審判決では、信頼性の概念について、証拠能力のフェーズでは従来どおり「ジャンクサイエンス以外」の意味で用いられているものの、証明力のフェーズでは、上述した学説に類する意味で用いられていることが示唆された。

このような判示は、証明力のフェーズで厳格な基準を要求するものであり、裁判所自身が、職業裁判官が有するとされる防波堤に対して懐疑的であることのあらわれではないだろうか。

3　心理学における信頼性

他方、その知見が科学的証拠の一つとして扱われる心理学では、信頼性という用語をどのような意味で用いているのだろうか。そこで、『法と心理』誌に掲載された論文を対象に、信頼性という用語が登場する論文9件のうち、心理学者が執筆した箇所を分析した。

その結果、第一に、信頼性の対象は、刑訴法学では科学鑑定の検査方法・技術であるのに対し、心理学では目撃証言などの「供述内容」が多かった。第二に、概念については、実証研究などの変数としての用法もみられる一方、「日常語」としての用法が目立った。第三に、フェーズについては、証拠能力・証明力に関わる論点がそもそも登場しない「不問」が多くみられた。

4　まとめ

このように、信頼性の概念は、刑訴法学の内部でも、刑訴法学と心理学のあいだでも一致していない。そのため、信頼性を証拠能力のフェーズで厳格に判断する足場を欠き、科学的証拠の判断は証明力のフェーズへと流れやすく、自由心証のもとで職業裁判官のバイアスの影響を受けやすくなる。差戻審判決も、防波堤への懐疑を示しながら、なお証明力のフェーズで判断するにとどまった。信頼性を証拠能力のフェーズの概念として位置付け、証明力判断に及ぶバイアスの影響を少なくすることが、適正な事実認定の確保に資するのではないだろうか。

職場のパワーハラスメントにおける事実認定と懲戒処分
―ハラスメント対応担当者間の判断の相違―

武田悠衣[1], 向井智哉[2], 岡田康子[3]
1：立命館大学 OIC 総合研究機構, 2：福山大学人間文化学部, 3：株式会社クオレ・シー・キューブ
キーワード： パワーハラスメント, 事実認定, 懲戒処分

目的

事業主には職場のパワーハラスメント（以下，パワハラ）への適正な対応が義務付けられている（厚生労働省，2020）が，ある行為がパワハラに該当するか（事実認定），どの処分が相当か（懲戒処分）は指針から機械的に定まらず，担当者の判断に委ねられる。本研究は，同一事案について担当者がどの程度一貫して事実認定・懲戒処分を予測するか，両者の判断傾向がどう関連するか，担当者・組織の属性と関連するかを検討した。

方法

日本の大手持株会社傘下企業の社員を対象に Web 調査を行い，ハラスメント対応を対応する社員 89 名（男性 57 名，女性 31 名，回答なし 1 名）を分析対象とした。参加者は，共通の背景（管理職から部下への約 6 か月の反復行為，通院を要する心理的不調，事実関係の裏付けあり）を持つが，行為内容のみが異なる 11 件の架空事案（身体的暴力，暴言，無視，過大・過小な要求，個の侵害等）について，自社で事実認定される可能性（1：非常に低い～5：非常に高い），予想される処分（1：処分なし，2：厳重注意，3：譴責等，4：減給や出勤停止等，5：懲戒解雇等）を 5 段階で評定し，計 979 件の回答を得た。

分析には，順序ロジスティック回帰に担当者の変量効果を加えた混合効果モデルを用いた。行為類型と担当者・組織の属性（行為類型，事業分野，企業規模，性別，年齢，担当経験年数）を考慮し，担当者ごとの事実認定と処分の判断傾向，両者の関連をベイズ推定により同時に分析した。

結果

身体的暴力と言葉による暴力は、パワーハラスメント認定および懲戒処分の重さのいずれについても最も高い評価を受けた。モデルに基づく事実認定される確率は 0.598，懲戒処分が下される確率は 0.436，事実認定はされても正式な懲戒処分には至らない確率は 0.247 であり，事実認定が懲戒処分を上回る傾向は全行為類型で見られた。さらに，事実認定と正式な懲戒処分の双方を予測する担当者の割合は全行為類型の平均で 35.0%（95%事後予測区間[32.4%, 37.6%]）と推定された。最も高い言葉による暴力でも 66.7%（[57.3%, 76.4%]）にとどまった。

行為類型等を統制しても回答者の変量切片の標準偏差は大きく（事実認定 2.29，懲戒処分 2.09），両判断の傾向には強い相関（0.71）が見られた。一方，性別・年齢・経験年数などの属性では個人差を十分に説明できなかった。

考察

同一事案であっても担当者ごとに判断が異なり，共通の方針の適用が担当者の裁量に大きく依存することが示された。両判断の傾向は強く関連する一方で区別可能であり，事実認定されても懲戒処分に至らない判断が約 4 分の 1 を占めた。本研究から，事実認定と懲戒処分の段階を概念的に区別した上で，事例に基づく比較検討や判断根拠の明文化を通じて，組織が職場のパワハラ対応の一貫性を高め，行為の重さに見合った処分を行える仕組みを整備する必要性が示唆される。

引用文献

厚生労働省（2020）．事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和 2 年厚生労働省告示第 5 号）

【ワークショップ】 11月29日(日)9:00

WS 51

実証研究から考える日本版司法取引の課題と展望

企画・話題提供：若林宏輔[1]

司会・話題提供：廣田貴也[2] 指定討論：緑大輔[3]、大角洋平[4]、清水拓磨[5]

1：立命館大学総合心理学部 2：立命館大学 OIC 総合研究機構

3：一橋大学法学研究科 4：愛知学院大学法学部 5：立命館大学法学部

キーワード： 司法取引, 虚偽供述, えん罪

企画趣旨

日本版司法取引とも称される**「証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度」**が 2018 年に導入されてから，8 年が経過した。本制度は，被疑者・被告人が他者の犯罪に関する捜査・公判に協力することと引き換えに，不起訴や訴因の縮小といった恩典を得ることを可能とするものであり，組織的犯罪をはじめ，従来の捜査手法のみでは事案の解明が困難な事件における活用が期待されてきた。

2026 年現在，本制度が適用されたことが明らかになっている事例は 7 例にとどまるが，2025 年 10 月には特殊詐欺事案に対する積極的な活用が周知されるなど，今後その活用場面が拡大していく可能性も考えられる。しかしながら，これまでの運用状況をみる限り，制度導入当初に想定されていたほど広く活用されているとは言い難い。また本制度については導入以前から，恩典を得ることを目的として，被供述者である他者に対する虚偽供述が行われる危険性の問題が指摘されてきた。こうした問題を検討するためには，実際の適用事例や法制度上の議論に加えて，制度状況下に置かれた者の意思決定といった行動を心理学的・実証的に明らかにすることが重要である。

話題提供 1　廣田貴也（立命館大学 OIC 総合研究機構）

日本版司法取引を想定してこれまで実施してきた一連のヴィネット調査について報告する。これまでのヴィネット研究では，取引に関する意思決定などに影響を及ぼし得ると考えられるさまざまな要因を操作し，検討を行ってきた。本話題提供では，これまでの研究から得られた知見を整理するとともに，日本版司法取引制度において想定される懸念や，制度の活用を進める上で考慮すべき点について検討する。そのうえで，これまでの実証研究から明らかになった課題を整理し，今後求められる検討の方向性についても考察を行う。

話題提供 2　若林宏輔（立命館大学総合心理学部）

コンピュータの故障に関与したとの疑いをかける手法を用い，日本版司法取引の状況を再現した実験室実験の結果について報告する。本実験では，捜査協力型の司法取引を提示された者が，一定の心理的圧力がかかる状況において，実際にどのような意思決定を行うのかについて検討を行った。ヴィネット上の判断を超えて得られた知見をもとに，日本版司法取引における意思決定の特徴を明らかにするとともに，実際の制度運用を想定する場合にどのような問題が生じるのかについて考察する。

指定討論　緑大輔（一橋大学法学研究科），大角洋平（愛知学院大学法学部），清水拓磨（立命館大学法学部）

話題提供の報告を踏まえ，法学および法と経済学の観点から，日本版司法取引制度の制度設計や運用上の課題についてご意見を伺う。あわせて，制度の活用を促進することによって期待される効果と，その一方で生じ得る問題点についても検討し，実証研究から得られた知見を法制度上どのように位置づけることができるのかについて，議論を深める。

本研究は，JSPS 科研費 JP 23K22065 の助成を受けて行われた。

【ワークショップ】 11月29日（日）9:00

WS 61

改正再審法と供述心理鑑定

企画・司会：中川孝博[1]

話題提供1：中川孝博[1] 話題提供2：大倉得史[2] 指定討論1：鴨志田祐美[3] 指定討論2：石塚章夫[4]

1：國學院大學法学部 2：京都大学大学院人間・環境学研究科

3：京都弁護士会 4：埼玉弁護士会

キーワード： 再審，証拠開示，証拠提出命令，福井事件，大崎事件

企画趣旨

今年7月に刑事訴訟法改正法が成立し、再審請求審に「証拠提出命令」の制度が新設された（刑訴法445条の2）。しかし、①その存在すら知られていない証拠につき、いかにして請求人側は、命令を発するよう裁判所に働きかけることができるのか、②裁判所は、対象となる証拠の関連性をいかなる基準によって判断するのか、③従来行われてきた「証拠開示」と新制度とはどのような関係に立つのか（附則4条参照）など、本規定の解釈・運用には多くの検討課題が残されている。

本WSでは、福井事件を素材として、上記①～③をはじめとする懸念事項を整理したうえで、供述心理鑑定が、これらの懸念を打開するためのツールとなり得るかを検討・討議したい。

本格的な運用が開始される前に、多くの方々が知恵を持ち寄り、議論を深める場となれば幸いである。

話題提供1　中川孝博（國學院大學法学部）

以下の3点について話題提供する。第一に、証拠提出命令制度を概説し、解釈上・運用上の問題点を指摘する。第二に、名古屋高検の福井事件調査報告書を分析し、同制度の運用において予想される検察の姿勢を検討する。同報告書は、「夜のヒットスタジオ」の放映日に関する捜査報告書の存在を知らせなかったことは反省する一方、当該証拠は請求人の主張する再審理由に関連せず、かつC供述の信用性に関する証拠として重要ではないとした当時の判断自体は維持している。第三に、明白性（刑訴法435条6号）の判断には立証命題の解明度の評価が強く影響するため、ベイズの定理を用いて解明度を可視化し、提出されるべき証拠を見いだすための枠組みを示す。

話題提供2　大倉得史（京都大学大学院人間・環境学研究科）

本報告では、対立仮設検討型供述分析が再審における証拠開示を促進しうる可能性について、福井事件を素材に検討する。検察官や裁判官による証拠評価は、確証バイアス等の影響を免れず、確定判決と整合しない証拠の必要性を過小評価する危険がある。これに対し、対立仮設型供述分析は、確定判決とは異なる仮設を明示的に設定し、その観点から証拠を再評価することを促すことで、こうしたバイアスを補正しうる。また、関連証拠を総合して無実仮設のストーリーを構成することは、その妥当性を検証するという必要から、従来見過ごされていた証拠に関連性を与え、広範な証拠開示を促進する可能性がある。実際に、福井事件でこれら二つの機能が相乗的に作用し、重要な証拠の開示につながった可能性を論じる。

指定討論　鴨志田祐美（京都弁護士会）

累次の再審請求において、供述心理鑑定に対する裁判所の評価が分かれるという経験をした大崎事件弁護団の弁護人として、また、今回の再審法改正にかかる法制審議会刑事法（再審関係）部会の委員と務めた立場から、改めて、供述心理鑑定と刑訴法435条6号の明白性との関係を確認する。その上で、新証拠として供述心理鑑定を提出する場合、改正法による証拠提出命令の要件である「関連性」及び「必要性」をクリアするための、当該鑑定の内容及び弁護人の主張の在り方について、とりわけ供述証拠以外の未開示証拠への波及という観点から考察する。

指定討論　石塚章夫（埼玉弁護士会）

改正法での証拠提出命令については、「関連性」「必要性」「相当性」といった要件が新設された。他方、その附則及び付帯決議において、「関連性」が「不当に狭くならないように留意」することや「従来行われてきた再審の請求の手続における運用上の措置としての裁判所」の任意提出・開示の勧告への適切な対応が定められた。このような立法の結果と経過に鑑み、今後の実務がどのように運用されるかにつき、現職・元裁判官からの意見聴取も参考にして考察したい。併せて、供述心理鑑定が現職・元裁判官にどのように評価されているかも紹介したい。

＊本研究は、科研費「供述の信用性評価に関する公共的基準の構築」（24K04595）の助成を受けている。

【ワークショップ】 11月29日(日)13:00
WS 62

評議の中で裁判官はどう発言するのか

企画・司会：森本郁代[1]
話題提供1：森本郁代　話題提供2：小宮友根[2]　話題提供3：北村隆憲[3]　指定討論：三島聡[4]
1：関西学院大学法学部　2：東北学院大学地域総合学部
3：東海大学法学部　4：大阪公立大学法学部
キーワード：　裁判員裁判，評議，意見の求め，最大公約数，時制選択

企画趣旨

企画者らはこの10年ほど、現職の裁判官を含む法実務家の協力を得ながら裁判員裁判の模擬裁判を実施し、コミュニケーション上の特徴の分析からよりより評議について考察する研究をおこなってきた。本ワークショップでは、これまでの模擬評議のデータの分析をもとに、特に評議における裁判官の発言の組み立てに焦点をあてた議論をおこなう。裁判官の発言は、裁判員にいかに争点を伝えるか、どのように意見を引き出すか、出てきた意見の法的に適切な側面にどう光を当てるか、付箋紙やホワイトボードをどう参照するかなど、評議の進行の中で生じるさまざまな実践的課題に、そのつど敏感に対応しながら調整され組み立てられている。その詳細な分析と、刑事法学の観点からのコメントをとおして、評議コミュニケーションの中で裁判官がどんな課題に直面しているのか、またよりよい評議運営に向けてどのような工夫が可能なのかを議論する。

話題提供1　森本郁代（関西学院大学法学部）

森本報告では、付箋紙を使った評議運営（以下、付箋紙法）を行った二つの裁判体において、付箋紙法がどのように評議の議論を形作るのかを明らかにする。付箋紙法の利点についてはいくつかの論考ですでに指摘されているが、付箋紙を貼り出した後の議論の進め方についての指針は示されていない。本報告では、付箋紙の分類直後の意見の求めに二つのタイプがあることを示した上で、それらがどのように選択されているのかを明らかにし、各タイプが形作る議論の構造の違いが評議コミュニケーションにどのような帰結をもたらすのかを議論する。

話題提供2　北村隆憲（東海大学法学部）

北村報告では、裁判員評議において、意見の分かれた論点が裁判官によってどのようにまとめられ次の検討へ進められるかを、裁判官自身の表現である「最大公約数的」という語に即して検討する。報告では、被害結果の重さ、動機・経緯を議論する場面等を取り上げ、まとめの提示、名指しによる確認、裁判員の言い直し、全体の了承という連鎖のなかで、何が当面決まったものとして扱われ、何がなお検討対象として残されたかを記述する。そのうえで、裁判員の発言を取り上げることと法的判断へ向けて議論を整理することという、裁判長に課された二つの課題が、この一つの実践によって同時に処理されていることを示す。

話題提供3　小宮友根（東北学院大学地域総合学部）

小宮報告では、評議参加者が事件当時の出来事に言及する際の時制選択から、評議における常識知の使用法について検討する。事件当時の出来事は評議場面では当然ながら過去形で言及されるように思われるかもしれないが、単なる過去の事実ではなく一般的な常識知の一部として言及される場合には、それは現在形で言及されることもある。それゆえ、時制選択は当該の出来事をどの程度「自然にありうる」ものとみなしているかという発話者の態度と関連する。報告ではそうした時制選択が、裁判員にとってどのように常識知を法的議論に持ち込む手段となっているか、また裁判官にとってどのように争点明確化の手段となっているかを検討する。

指定討論　三島　聡（大阪公立大学法学部）

以上の三報告それぞれにおいて刑事法的観点からどのような意義が認められるかについて指摘し、本指定討論に続く全体討論の参考に供したい。

【ポスター報告】 11月28日(土)10:00
1

模擬家事調停における調停員の諸評価：対面とweb条件の比較

浅井千絵[1] 赤嶺亜紀[2] 菅原郁夫[3]
1：武蔵野美術大学通信教育課程 2：名古屋学芸大学ヒューマンケア学部 3：早稲田大学法学学術院
キーワード： 家事調停, 離婚, Web会議, 非言語的情報

目 的

家事事件手続法の改正により，家事調停においてもWeb会議により調停を成立させることが可能となった。Web会議の使用は，育児や介護で時間の取れない申立人にとって便利な反面，対面とは違い，細かい表情や声質の変化といった非言語情報の伝わりにくさが指摘されている(Stulberg, 2000)。例えば，離婚や親権の申立ては，当事者の感情が強く，非言語情報の果たす役割が大きいと考えられるが，Web会議ではそれらが制限されることによって，申立てに対する調停員の評価に影響する可能性がある。

そこで本研究では，離婚事件を対象に，家事調停におけるWeb会議の利用が，調停員の評価に及ぼす影響を検討する。その際，家事調停の事案には，種々のものが存在することから，感情的要素の強い事案(実験1)，合理的な主張を内容とする事案(実験2)を設定し，「家事調停面接においてWebと対面で，申立てや申立人の印象に対する調停員の評価が異なる」という仮説を立て，模擬家事調停実験を行った。

実験1

方法

実験参加者：大学生32名が調停員として実験に参加した。

申立てシナリオ：夫の暴言に苦しむことを感情的に訴える50代女性の申立てで，1名の俳優が申立人を演じた。

手続き：実験参加者は申立人からのヒアリングを対面あるいはWebで行った。そして，申立ての評価（申立人のおかれた状況がよく理解できた，申立人の説明はよく整理されていた等）や申立人の印象（身勝手に見えた，つらそうだった等），および調停員の自己評価（緊張した，責任を感じた等）の41項目について7件法で回答を求めた。

データ分析：評価項目を①申立ての評価10項目と②調停員自身の評価4項目，③申立人の印象14項目，④申立人の非言語的表現3項目，⑤調停員の主体的態度5項目，⑥調停員の感覚5項目に分類し，評価項目×調停形式（対面・Web）の2要因分散分析を行った。

結果

Webでも対面でも肯定的な評価が高かった。また①から⑥すべての分析において，有意な主効果および交互作用はみられなかった。

実験2

方法

実験参加者：大学生30名が調停員として実験に参加した。

申立てシナリオ：夫との仕事に対する価値観の相違を合理的に訴える30代女性の申立てで，実験1とは異なる1名の俳優が申立人を演じた。

手続き・データ分析：実験1と同様であった。

結果

④申立人の非言語的表現において，調停形式の主効果が有意であった（F (1, 28) =31.54, p <.05, η_p^2=.53）。このことから，Webより対面条件での評価が高く，身振り手振りや表情といった非言語情報がWebでは伝わりにくい可能性が示唆された。次に⑤調停員の主体的態度において，調停形式の主効果に有意傾向が見られた(F (1, 28) =4.12, p=.052, η_p^2=.13)。このことから，Webより対面条件で，申立人の話に引き込まれ，表情がよくわかり，自分の役割を遂行できたと評価する傾向が見られた。さらに⑥調停員の感覚では，調停形式との交互作用に有意差がみられ(F (4, 112) =3.66, p<.05, η_p^2=.12)，Webよりも対面条件においてより責任を感じることが示された。

総合考察

今回の実験では，合理的事案(実験2)で仮説が部分的に支持されたものの，感情的事案(実験1)で有意な差は見られなかった。このような結果になった理由は必ずしも明らかではないが，事案の性質により調停員の感受性に違いが生じたことなどが考えられる。感情的事案では申立内容が切実であるが故に，Web条件でも言語情報のみで調停員の感受性が高まったのに対し，合理的事案ではそういったことはなく，非言語情報欠如の影響が生じた可能性などがあるが，なお検討の余地がある。

引用文献

Stulberg, J. B. (2000). Mediation, Democracy, and Cyberspace. *Ohio State Journal on Dispute Resolution*, 15(3), 619-645.

【ポスター報告】 11月28日(土)10:00

2

刑事事件に対する認知と内受容注意の関連

杉本海里[1] 渡邊克巳[1]

1：早稲田大学理工学術院

キーワード： 内受容注意, 刑事事件, 量刑判断, 事件への嫌悪感, MAIA

目的

身体内部の生理的情報の知覚・処理に関わる内受容感覚は，情動処理をはじめとするさまざまな認知処理との関連が示されているが[1]，刑事事件に対する認知との関連は未解明である。刑事事件に関する情報に接触するとき，ネガティブ情動に伴う身体反応が，刑事事件に対する認知と関連する可能性がある。そこで，本研究では，内受容感覚の中でも近年重要性が高まっている内受容注意[2]の個人差に着目し，内受容注意が刑事事件に対する認知と関連するか(仮説 1)，その関連が事件における身体傷害の有無によって異なるか(仮説 2)を検証した。

方法

343 名がオンラインで調査に参加した。このうち，刑法を半年以上専門的に学習した経験または実際の刑事事件の裁判に参加した経験があると回答した 23 名と，調査を途中離脱した 21 名を除外し，299 名(男性 228 名，女性 70 名，性別無回答 1 名，平均年齢 46.3 歳，*SD* = 9.1)を分析対象とした。

参加者は，身体傷害の有無と想定拘禁年数を操作した 6 種類の架空の刑事事件シナリオを読み，被告人に科す拘禁刑として適正だと思う年数(1 年〜20 年)と，被告人への怒り，事件への嫌悪感，被害者への共感(1＝全く感じなかった〜5＝とても感じた)をそれぞれ回答した。刑事事件シナリオは，GPT-5.6 を用いて 2026 年 7 月に生成した(プロンプトの要点：300 字程度のシナリオ，想定拘禁年数 4 年・7 年・10 年×身体傷害あり・なしの 6 条件，日本法上の拘禁刑の理論や判例に基づく，罪の重さを強調する表現を含めない，身体傷害なし条件では身体傷害を懸念させる表現を含めない，性犯罪の事件は扱わない)。たとえば，身体傷害あり・想定拘禁年数 4 年条件のシナリオは次のとおりであった：「A 氏は、勤務先の精算をめぐって同僚の B 氏と口論になり、店外で B 氏の顔面を拳で数回殴り、転倒した B 氏の腹部を二回蹴った。B 氏は下顎骨骨折と肋骨骨折により約二か月の通院治療を要したが、後遺障害は残らなかった。事前の計画はなく、B 氏から先に暴力を加えた事実もない。A 氏は翌朝警察に出頭して事実を認め、治療費等として 30 万円を支払ったものの、示談は成立していない。A 氏には傷害罪で懲役 1 年 6 月の実刑を受け、その刑の終了から約 3 年後に本件に及んだ前科がある。犯行時の責任能力に問題はなく、兄の C 氏が出所後の住居と就労先を確保すると述べている。」

その後，内受容注意の指標として，内受容感覚への気づきの多次元的アセスメント(日本語版 Multidimensional Assessment of Interoceptive Awareness：MAIA-J)[3]と，日本語版 Body Perception Questionnaire-Body Awareness (BPQ-BA)超短縮版[4]に回答した。なお，MAIA-J は，MAIA 注意制御得点の算出のために，注意制御因子の質問項目への回答データのみを用いた。

結果

刑事事件に対する認知の 4 つの指標(適正だと思う拘禁年数，被告人への怒り，事件への嫌悪感，被害者への共感)をそれぞれ目的変数として，線形混合モデルによる分析を行った。固定効果には，刺激の身体傷害の有無，刺激の想定拘禁年数カテゴリー，MAIA 注意制御得点，BPQ 得点，および刺激の身体傷害の有無と MAIA 注意制御得点・BPQ 得点の交互作用を投入した。ランダム効果には，参加者ごとのランダム切片と，刺激の身体傷害の有無のランダム傾きを投入した。なお，刺激の想定拘禁年数カテゴリーを除く主効果の説明変数は平均中心化した。

分析の結果，MAIA 注意制御得点が事件への嫌悪感と有意に関連し(表 1; $t = 2.82$, $p = .005$)，BPQ 得点が被害者への共感と有意に関連したことから($t = 2.03$, $p = .044$)，仮説 1 が一部支持された。ただし，年齢と性別を共変量に加えた感度分析では，BPQ 得点と被害者への共感の関連は有意ではなくなった。また，身体傷害の有無と MAIA 注意制御得点・BPQ 得点の有意な交互作用は認められず，仮説 2 を支持する結果は得られなかった。

表 1. 事件への嫌悪感を目的変数とした線形混合モデル

説明変数	推定値	*SE*	*t*	*p*
刺激の身体傷害の有無	0.17	0.04	4.13	< .001
刺激の想定拘禁年数(7 年)	0.22	0.04	6.10	< .001
刺激の想定拘禁年数(10 年)	0.29	0.04	7.83	< .001
MAIA 注意制御	0.15	0.05	2.82	.005
BPQ	0.05	0.07	0.79	.433
MAIA × 刺激の身体傷害の有無	−0.03	0.04	−0.69	.490
BPQ × 刺激の身体傷害の有無	0.06	0.06	1.13	.258

考察

MAIA 注意制御は身体内部への注意の制御・維持を反映する指標であり，本研究では事件への嫌悪感との関連が認められた。BPQ-BA は内受容感覚の気づきを反映する側面が強く，MAIA 注意制御とは性質が異なる。今回の結果は，内受容注意の特定の側面と，刑事事件に対する一部の情動認知の関連を示唆する。因果関係や事件への嫌悪感の特異性を，今後検証する必要がある。

引用文献

[1] Barrett, L. F. (2017). The theory of constructed emotion: An active inference account of interoception and categorization. *Social Cognitive and Affective Neuroscience*, *12*(1), 1–23.

[2] Murphy, J., Catmur, C., & Bird, G. (2019). Classifying individual differences in interoception: Implications for the measurement of interoceptive awareness. *Psychonomic Bulletin & Review, 26*(5), 1467–1471.

[3] Shoji, M., Mehling, W. E., Hautzinger, M., & Herbert, B. M. (2018). Investigating multidimensional interoceptive awareness in a Japanese population: Validation of the Japanese MAIA-J. *Frontiers in Psychology*, *9*, 1855.

[4] 小林 亮太・本多 樹・町澤 まろ・市川 奈穂・中尾 敬(2021)．日本語版 Body Perception Questionnaire-Body Awareness (BPQ-BA)超短縮版の作成―因子構造，および信頼性，妥当性の検討― 感情心理学研究，*28*(2)，38–48.

【ポスター報告】11月28日(土)10:00

3

“子どもの心の声を聴く”コミュニケーション支援のための絵カード

真島猛[1] 三國牧子[2] 阿部敬信[3] 藤原朋恵[4]

1：九州産業大学芸術学部, 2：山梨英和大学人間文化学部

3, 4：九州産業大学人間科学部

キーワード： 児童虐待, 司法面接, デザイン, コミュニケーション支援, カード

目的

日本の児童虐待の件数は、毎年増加傾向にある。被虐待児の特性に合わせたコミュニケーション補助ツールは虐待を正確に把握する上でも必要である。発達障がい児等、子どものためのコミュニケーション補助のための絵カードは既に多数存在するが、被虐待児を対象とし、日常生活を把握できるような絵カードは存在しない。本研究は、被虐待児及び認知機能の障がいや対人コミュニケーションが弱い子どもの司法及び福祉の現場におけるコミュニケーション支援を目的に、絵カード、専用マット、プロトコルの試作版を作成した（写真1）。

方法

この試作版をコミュニケーションツールとして、児童福祉施設の心理師らが実際の子どもに試行し、検証を行なった。また、研修会「“子どもの心の声を聴く”ための二つのアプローチ」として司法面接の講義と本絵カード等を使ったロールプレイによるワークショップを実施した(写真2)。





写真１ 絵カードとマット　写真２ 研修会の様子

結果

研修会終了後に改善点等を明らかにするためのアンケート調査を行ったところ、25 名から回答を得られた。アンケートの質問項目の内、改善点に係る問５及び問６の記述式の回答に対して KHCoder（3.2.07e）によるテキストマイニングを行った。抽出語リストから上位５位までの語を選定し、KWIC コンコーダンスで共起語の確認を行った後、共起ネットワーク図を抽出した。問５の回答では、改善点として絵カードに用いたピクトグラムと専用マットに印刷された時間軸が中心に位置していた。問６の回答では、プロトコルの改善として、子どもの年齢に応じた作成と子どもの負担感が中心に位置していた（図１及び２）。

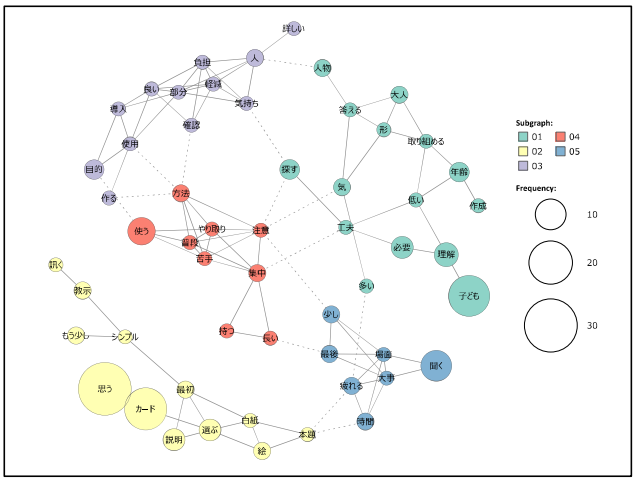

図１　問５の回答における共起ネットワーク図

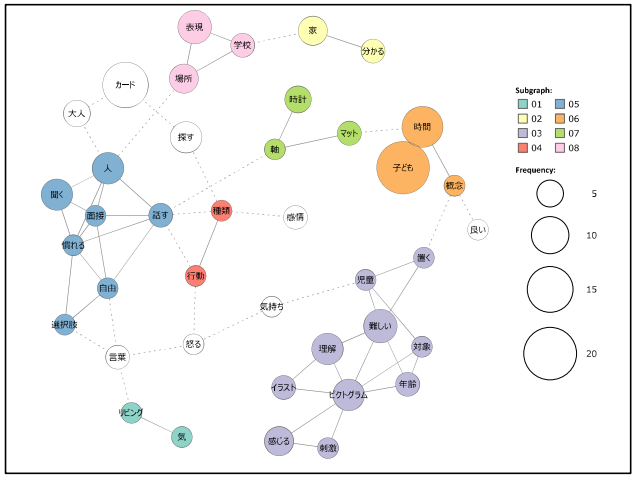

図２　問６の回答における共起ネットワーク図

考察

これまでの検証結果から、本研究のコンセプトである絵カードを用いたビジュアル・コミュニケーションは、心理師及び子どもには受け入れられている。一方で、絵カードの種類、枚数、マットの時間表現、さらに、プロトコルに関しても、実際の子どもの面談に用いる際には、多様な実態に合わせるために改善が必要との意見が相当数認められた。今後は、面談者と子どもに負担とならない円滑なコミュニケーションツールとなるよう更なるデザインの改良とともに、子どもの多様な実態に応じたプロトコルの開発が必要である。

※科研費基盤研究 C 24K15628 の研究成果である。
※本研究は九州産業大学の倫理審査で承認されている（2024-0011）。

情報の読み飛ばしによる詐欺被害リスクと楽観性バイアスの変容

松尾加代[1] 三浦大志[2]
1：和泉大学 2：明治学院大学
キーワード： 詐欺被害，楽観性バイアス，認知バイアス

目的

SNSやインターネット広告には魅力的な商品やサービスが多く掲載されているが、購入や応募の際に規約や注意事項を十分に確認しないことで詐欺被害に遭う可能性がある。詐欺被害に関連する要因のひとつに楽観性バイアスが指摘されている(木村ら，2023)。楽観性バイアスとは、自分が危険(詐欺被害)に遭う可能性を他者の可能性より低く見積もる認知的偏りである。このような認知バイアスは自動的に生じるため、詐欺に関する楽観性バイアスを有する場合、被害予防行動が不十分な可能性が考えられる。

認知バイアスを修正する方法に失敗経験が挙げられる。失敗を経験することで自己の認知を振り返り、バイアスが修正されることが報告されている(Miller & Geraci, 2014)。そこで本研究では、インターネット上の景品応募場面を用いて、情報の読み飛ばしによる詐欺被害リスクと、詐欺被害という失敗経験が楽観性バイアスに及ぼす影響を予備的に検討した。

方法

大学生9名(男2名,女7名;年齢20ー21歳)が研究に参加した。参加者は自身のスマートフォンから架空のキャンペーンサイトにアクセスし、掲載された 8 種類の景品の中から応募したい景品を自由に選択した。各景品について、広告下部または利用規約内に応募条件を提示し、そのうち4種類の景品に「応募することで弊社との契約に同意したものとする」という記載を含めた。参加者がこの情報に気づかずに景品を選択し、不本意な契約に同意した場合を詐欺被害と定義した。景品選択課題終了後、応募条件の中に上述の重要情報が含まれていたことを参加者に説明した。参加者は景品選択課題の数日前および重要情報の説明を受けた後に、詐欺被害に関する楽観性バイアス尺度(Lei et al., 2023)に回答した。詐欺被害に遭う危険性など4項目を、自分自身と他者について、それぞれ 7 段階(1=非常に低い)で評価した。

結果

参加者全員がいずれかの景品を選択した一方、応募条件の重要情報に気づいた参加者はいなかった。楽観性バイアスは、自身と他者に対する評価の差分で算出し、値が小さいほど楽観性バイアスが強いことを示した。楽観性バイアスの変化について、事前の自身(M=2.72, SD=1.17)と他者(M=4.25, SD=1.46)の評価差と、事後の自身(M=4.13, SD=0.82)と他者(M=4.91, SD=1.20)の評価差を対応のある t 検討で分析した結果、有意な変化はみられなかった($t(7)=-1.55$, $p=.17$)。一方、自身の詐欺被害リスク評価は、事前から事後で有意に上昇した($t(7)=-2.89$, $p=.02$)。

考察

参加者全員が重要情報を読み飛ばして景品を選択したことから、インターネット上の応募場面での詐欺被害リスクの高さが示唆された。失敗経験の後、自身の詐欺被害リスクの評価は高まったが、他者との比較に基づく楽観性バイアスは有意に変化しなかった。これは自身のリスク評価と同様に他者のリスク評価も高まったことによると考えられ、楽観性バイアスの強さが示唆された。

引用文献

木村 敦ら(2023). 楽観バイアスが高齢者の特殊詐欺対策行動に及ぼす影響. 心理学研究, 94, 120-128.
Lei, W. et al. (2023). Unveiling the process of phishing precautions taking: The moderating role of optimism bias. Computers & Security, 103249.
Miller, T. M. & Geraci, L. (2014). Improving metacognitive accuracy: How failing to retrieve practice items reduces overconfidence. Consciousness and Cognition, 29, 131-140.

欺瞞性認知を喚起させる場面と共感性・猜疑心が虚偽判断に及ぼす影響

高井田悠歩[1]・若林宏輔[2]
1:立命館大学大学院人間科学研究科 2:立命館大学総合心理学部

キーワード： 欺瞞性認知，虚偽判断，共感性，猜疑心，嘘の手がかり信念

問題と目的

人は日常的に嘘と関わり，嘘には対人関係を円滑にする側面と否定的側面がある。互恵的利他行動の維持には裏切り者の排除が必要で，人は進化的に欺きを見抜く能力を発達させてきた(長谷川, 2001)。現代でも特殊詐欺が多発し，虚偽検出の重要性は高いが，人は「目を逸らす」など誤った嘘の手がかり信念をもち，確証バイアスにより誤判断を招く（vrij, 2008）。共感性や猜疑心は嘘の手がかり信念に影響する可能性が示され（高橋・北神, 2024），場面特性も欺瞞性認知を高める（大岡他, 2014）可能性が示唆されている。本研究はこれら要因が虚偽判断に及ぼす影響を検討する。

方法

本研究では, 18 歳以上の男女 52 名を分析対象とした。共感性・猜疑心・教示内容を独立変数，虚偽判断・嘘の手がかり信念を従属変数とする 3 要因参加者間計画であった。参加者は統制群と実験群に無作為に振り分けられた。実験群には就職面接では誇張表現が生じやすいという教示を提示し，欺瞞性認知を喚起した。刺激は学生が就職活動の経験を語る 2 分 30 秒の事実のみを含む映像であった。共感性は MES（鈴木・木野, 2008），猜疑心は被害妄想的心性尺度(金子, 1999)を用いて測定し, 嘘の手がかり信念は丹野・児玉 (2015) の 16 項目から選択した。映像視聴後に虚偽判断と手がかり選択を行い，所要時間は約 15 分であった。

結果

共感性・猜疑心・教示内容を説明変数，虚偽判断を目的変数として重回帰分析を行ったが，いずれも虚偽判断に有意な影響は見られなかった(R^2 = .035; 共感性 : b = -0.21, SE = 0.21, β = -.14, t (48) = -0.98, p = .331 猜疑心 : b = 0.17, SE = 0.19, β = .13, t (48) = 0.89, p = .377; 教示内容 : b = 0.04, SE = 0.23, β = .03, t (48) = 0.19, p = .854)。次に，映像内の人物を嘘と判断した 26 名を対象に, 嘘の手がかり信念の選択数を目的変数として重回帰分析を行ったところ，共感性のみが嘘の手がかり信念の選択数に有意な影響を示し（R^2 = .276; 共感性： b = 1.10, SE = 0.41, β = .50, t (22) = 2.69, p = .014），共感性が高いほど多くの手がかりを用いて虚偽判断を行っていた。一方，猜疑心と教示内容は手がかり選択数に影響を示さなかった(猜疑心 : b = 0.02, SE = 0.37, β = ,01, t (22) = 0.06, p = .957; 教示内容 : b = -0.73, SE = 0.47, β = -.30, t (22) = -1.58, p = .129)。選択された手がかりの頻度は「そわそわした様子」「目をそらす」「手や指の動き」の順に高かった。自由記述では，数値の不自然さ，論理性の欠如，誇張表現，含みのある笑みなどが嘘の根拠として挙げられた。

考察

本研究は，共感性・猜疑心・欺瞞性認知が虚偽判断および嘘の手がかり信念に与える影響を検討した。結果，虚偽判断にはいずれの要因も影響を示さず，共感性・猜疑心・教示内容による差は確認されなかった。一方，嘘の手がかり信念については共感性のみが有意であり，共感性が高い人ほど多くの手がかりを用いて虚偽判断を行っていた。猜疑心と教示内容に関しては影響を示さなかった。参加者は「そわそわした様子」「目をそらす」「手や指の動き」など非言語的手がかりを多く選択し，自由記述においては，数値の不自然さ，誇張表現，含みのある笑みなど言語的・非言語的特徴が挙げられた。これらの結果は，嘘の手がかり信念が誤った虚偽判断を生み得ること，共感性などのパーソナリティが司法場面での判断に影響する可能性を示唆する。今後は，より司法場面を想定した実験の必要性が指摘される。

引用文献

長谷川 真理子 (2001). 進化心理学の展望　科学哲学，*34*, (2), 11-23.

金子 一史 (1999). 被害妄想的心性と他者意識および自己意識との関連について 性格心理学研究. *8* (1), 12-22.

大岡 駿介・榎本 玲子・山上 精次 (2014). 場面の特性が欺瞞性認知に与える影響 日本心理学会第 78 回大会発表論文集, 206.

鈴木 有美・木野 和代 (2008). 多次元共感性尺度（MES）の作成―自己指向・他者指向の弁別に焦点を当てて―教育心理学研究，*56*, (4) 487-497.

高橋 彩弥佳・北神 慎司 (2024). 猜疑心及び共感性が虚偽検出能力に与える影響に関する検討 人間環境学研究, *22*, 75-80.

丹野 宏昭・児玉 健 (2015). 人狼ゲーム経験による嘘の手がかり信念の差異―大学生, 人狼ゲーム愛好者, 人狼ゲーム舞台役者の比較 パーソナリティ研究, *24*, 88-90.

Vril, A. (2008). Detecting lies and deceit: Pitfalls and opportunities (2nd ed.). New York, NY: Wiley.

【ポスター報告】11月29日（日）10:30
8

混合研究法を用いた刑事立法過程における関与主体の分析

向井智哉[1]　貞村真宏[2]
1：福山大学人間文化学部　2：大阪大学大学院人間科学研究科
キーワード：法制審議会，刑罰ポピュリズム，刑事立法，テキスト解析

目的

刑罰ポピュリズム論では，犯罪被害者や一般市民の声が刑事政策に強く反映されるようになり，従来政策形成を担ってきた専門家や官僚の影響力が相対的に低下したと論じられてきた（Pratt, 2007）。他方，日本では，こうした変化がみられるとしても，刑事立法は依然として専門家や官庁を中心とした制度的枠組みの内部で形成されているとの見方もある。

本研究では，この問題を実証的に検討するため，刑事立法に大きな役割を果たす法制審議会を対象として，どのような主体が審議に参加し，実際にどの程度発言しているのかを明らかにする。さらに，刑事関係と民事関係および刑事関係内部の部会間を比較することで，刑事立法過程における関与主体の特徴を検討した。

方法

2026年7月23日時点で全文議事録が公開されていた法制審議会43審議体884会議を収集した。内訳は刑事関係15審議体207会議，民事関係28審議体677会議であった。議事録を発言者単位に分割した結果，123,505件，約4,493万文字の発言が得られた。各発言者を委員等名簿と照合し，所属・社会的立場に基づいて14カテゴリーに分類した。量的分析では，所属別の人数構成比，発言文字数の構成比，発言機会を調整した相対発言量を算出した。また，刑事関係各部会の発言者構成の特徴を把握するため，組成データを用いたマルチレベル分析を行った。加えて，量的分析から抽出された典型的・特徴的な部会について，審議内容を質的に検討した。

結果

刑事関係では，法務省関係者，被害者・被害者支援，研究者・大学教員，弁護士・法律専門職，裁判所・司法部門，警察など多様な主体が参加していた。しかし発言量を見ると，研究者・大学教員が34.5%，弁護士・法律専門職が24.4%，法務省関係者が21.6%を占め，この3カテゴリーだけで全発言量の約8割に達した。さらに発言機会を調整すると，弁護士・法律専門職の相対発言量が最も多く，法務省関係者も平均を上回った。他方，被害者・被害者支援，警察，裁判所・司法部門などは平均を下回った。

ベイジアン・マルチレベル組成分析の結果，各部会の発言量構成が刑事部会全体の平均からどの程度離れているかを示すAitchison距離には大きな差がみられ，平均に近い典型的部会と，大きく乖離する特徴的部会が確認された。質的な内容分析からも，審議テーマによって被害者等の関与が強まる場合がある一方，専門家・官庁関係者を中心とする議論の枠組みも維持されていることが示唆された。

考察

以上の結果は，日本の刑事立法過程が単純に専門家主導から市民・被害者主導へ移行したとは捉えにくいことを示している。被害者・支援団体等は刑事関係の審議に一定程度組み込まれており，その関与の程度は審議テーマによって変化する。一方，実際の発言量では研究者，弁護士，法務省関係者が中心的位置を占めていた。したがって，日本の刑事立法過程は，従来のエスタブリッシュメントを基盤としながら，新たな主体を選択的に取り込む形で多元化している可能性がある。刑罰ポピュリズムを検討する際には，誰が審議に参加しているかだけでなく，誰がどの程度発言し，その関係が論点によってどのように変化するかを区別して捉える必要がある。

引用文献

Pratt, J. (2007). *Penal Populism*. Routledge.

【ポスター報告】11月29日(日)10:30
9

目撃者の視力や視認状況にもとづく識別判断の信用性の再検討
―信号検出理論に基づく分析―

山崎優子[1,4]徳永留美[2]
1：駿河台大学心理学部：千葉大学大学院国際学術研究院
キーワード： 目撃者，識別判断，信号検出理論

目的　1971 年に発生した渋谷暴動事件では、警察官を殺害したとして X 氏に有罪判決が下され、判決理由の中で、A 氏の目撃証言の信用性があげられた。A 氏は事件発生時、裸眼 0.2 の状態で 10m 前方の X 氏（マスクとヘルメット着用）の後ろ姿を目撃したという。本研究の目的は、A 氏の目撃状況を再現した心理学実験を実施し、A 氏の犯人識別判断の信用性を検証することである。

方法　実験参加者、材料、手続きは次のとおりであった。

実験参加者　関東に私立大学に通う大学生 24 人が実験に参加した（平均年齢 20.8 歳，*SD*=7.2）。

材料　①視力計測用の遮眼子、視力検査表、照度計、②写真台帳（男性 8 人の後姿を 10m の距離から屋外（晴天）で撮影したカラー写真を配置。いずれの男性も白のヘルメット、黒のジャケット、黒か紺のズボン、首に黒の手ぬぐいを着用。実験参加者が目撃した 3 人のうち写真に含まれるのはターゲットのみ）、③質問紙（目撃した人物が写真台帳の中にいるか否かを問うもの）を使用した。

手続き 実験参加者は、①実験参加者はターゲットと会話を交わした後に視力検査を受けた（5 分）。②１～２日後、男性 3 人（ターゲットは常に左端）の後ろ姿（写真台帳の人物と同様の着衣）を 10m 後方から目撃した（15 秒）。③さらに約 2 週間後に質問紙に回答した（約 10 分）。

結果　手続き上の瑕疵があった 2 人を除いて分析を行った（有効データ 21 人）。実験参加者の視力は、両眼で平均 1.1（0.4～2.0，*SD*=0.4）であった。Table 1 に分析結果を示した。

Table 1　分析結果

	Hit	False Alarm	識別力d'	識別力A'	判断基準c
「わからない」含む	0.143	0.571	-1.248	0.188	0.444
「わからない」除外	0.273	0.923	-2.031	0.100	-0.411

Table 1 によると、Hit はいずれも著しく低い一方、False Alarm はいずれも高い。識別力 d' から、提示された写真の中に、目撃した人物がいる場合よりも、いない場合の方が「目撃した人物がいる」と判断する傾向が示された。識別力 A' は、いずれの場合もチャンスレベル 0.5 を大きく下回っている。さらに「わからない」を含めた場合と除外した場合で、判断基準 c の符号が異なっており、「わからない」を含めた場合は厳しい判断基準を設けた一方、「わからない」を除外した場合は、判断基準が緩く、誤識別を含めて人物を選択する傾向にあることが示唆される。

考察　実験参加者の識別判断の信用性は著しく低いことが示された。A 氏の視力は本実験の参加者よりも悪く、目撃状況も本実験と比較して悪いこと（目撃時のストレスの高さ、写真識別までの時間経過の長さ等）を踏まえると、A 氏の犯人識別判断の信用性は著しく低いと判断できる。

なお本研究は、山崎・徳永（2025）『目撃者の視力や視認状況にもとづく識別判断の信用性』（法と心理学会第 26 回大会）のデータを再分析したものである。

【ポスター報告】11月29日(日)10:30

10

目撃証言における明るさ表現から想起される明るさ感の定量的検討

徳永留美[1]，松本紫葉[1]，山崎優子[2]

1：千葉大学国際教養学部 2：駿河台大学心理学部

キーワード： 目撃証言，明るさ知覚，明るさ感の表現

目的

目撃証言の正確性を判断する際、犯行現場の明るさは必要な要素の一つである。例えば住居侵入・強姦被告事件の原判決（大阪地裁・平成3年7月4日）では「犯人の人相等を識別するには十分な明るさがあった」と認められ有罪であったが、控訴審（大阪高判・平成4年2月28日）では、被害者が犯人を観察した際の明るさの再検討が実施され「まだかなり薄暗かったという疑いが残る」と判断され無罪となった。このように明るさ表現は職業裁判官においても意見が分かれる。ましてや専門的知識のない市民が審理や判決に携わる場合には、犯行現場の明るさと目撃証言の信用性の客観的な判断が困難になることが考えられる。

本研究では、目撃証言に明るさ表現が関連する判例について、明るさ表現と証言の信用性の関連を調査し、明るさ表現を分類した。そして、言葉から人が想起する明るさ感を心理物理実験により定量化することで、明るさ表現と物理量の対応関係を明らかにし、目撃証言における明るさ表現の取り扱いについて検討する。

実験１：明るさ表現から想起される明るさ感の順序確認

実験手順：目撃証言に明るさ表現が含まれる40例の判例から、明るさ表現を【まぶしい・十分に明るい・明るい・薄明かり・薄暗い・暗い・真っ暗】の7つに分類した。次にこれらの表現から想起する明るさ感の順序について実験を実施した。実験では参加者に7つの言葉が書かれた紙が呈示され、参加者は「明るいと思う順番」に並び替えた。参加者は10～50代の20名であった。

結果：全ての参加者において、「まぶしい」、「十分に明るい」、「明るい」、「薄明かり」、「薄暗い」、「暗い」、「真っ暗」の順序となり、明るさの表現については参加者間で統一されていることが示された。

実験２：明るさ表現と空間の明るさ感の定量化

実験手順：実験は幅1.4m、奥行き1mの部屋で実施し、天井灯の照度は0～675luxで可変であった。実験室の内装は、白壁か黒壁の2通りとし、観察者正面の机は花瓶などを配置し、日常生活で体験する視環境とした。

実験では観察者は、呈示された明るさ表現に対して空間の明るさ感が「暗い」か「明るい」かを回答し、上下法により明るさ表現に対応する物理的な照度の幅を求めた。観察者は実験１には参加していない18～22 歳の大学生7名であった。

結果と考察：「まぶしい・十分に明るい・明るい」については照度の絶対値に個人差がみられ、特に「十分に明るい」と「明るい」では個人内で設定照度が逆転する場合がみられた。一方、「真っ暗」については全観察者で0(lx)となり、完全に光が存在しない状態という共通の認識があることが示唆された。

上昇系列での手順では照明器具の出力照度が十分ではなく「まぶしい」、「十分に明るい」、「明るい」についての収束値を得ることができなかった。そのため、全観察者の下降系列の結果において多重比較検定（有意水準5%）を実施した。白壁条件では「十分に明るい-明るい」、黒壁条件では「十分に明るい-明るい」と「薄明かり-薄暗い」において有意な差が認められなかった。このことから「十分に明るい」と「明るい」という明るさ表現については、人が想起する明るさ感に差がないことが示唆された。

本研究結果から、明るさの表現に対する明るさ感の順序は観察者間で統一されているが、表現に対する物理的な空間の明るさ感の幅には個人差が大きいことが示唆された。また、人が想起する空間の明るさ感においては、差異が生じない表現があることが示された。

刑事免責制度に関する情報教示の程度が証言意思決定に及ぼす影響

廣田貴也[1] 若林宏輔[2]
1：立命館大学 OIC 総合研究機構 2：立命館大学総合心理学部
キーワード： 刑事免責制度, 証言, 意思決定

目的

2018 年，刑事訴訟法の改訂と共に刑事免責制度が導入された。当制度は，共犯者などの事件に関係する人物が，他人の裁判に証人として出廷した際，証言を拒否する権利（自己負罪拒否特権）を一時的に制限して証言を強制させる代わりに，当該証言や証言に基づいて得られた証拠を，証人自身の刑事責任の追及には用いないという制度である。

証言に関する先行研究としては，刑務所内の情報提供者（Jailhouse Informant）を想定した研究が存在する。しかし，こうした場面は日本の刑事免責制度と一定の類似性を有する一方で，制度的性質は異なっているといえる。また，実際の適用事例においては，「覚えていない」といった曖昧な証言や証言を拒否する事例が報告されている（井上, 2021）。このように，刑事免責制度における証言にはいくつかの課題が存在するものの，刑事免責制度の下で証人がどのような証言を選択するのかについては，これまで十分に検討されているとはいえない。

本研究では，刑事免責制度適用下における証人の意思決定に焦点を当て，証人の罪状況と制度に関する情報量がどのような証言を導くかについて明らかにすることを目的とした。

方法

研究参加者 クラウドソーシング会社に登録している 300 名が参加した（$M = 45.9$, $SD = 11.8$, 男性 149 名,女性 148 名,その他 3 名）。

独立変数 シナリオにて a）証言者の罪状況（有罪・無罪）, b) 刑事免責制度に関する情報量（多・少）を操作した。

従属変数 証言傾向（正しい証言・覚えていないという回避的証言・証言拒否）を求めた。

シナリオ 強盗事件に関して，自身が SNS で知り合った知人に強盗を依頼したとの容疑で逮捕されるという刑事事件シナリオを用いた。

結果

Figure 1
各条件毎の証言傾向割合

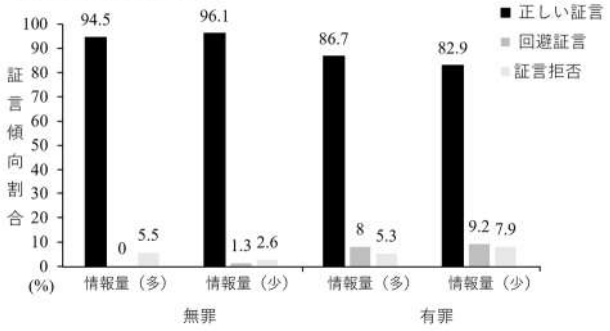

各条件の証言傾向を算出した（Figure 1）。

Firth 法に基づく多項ロジスティック回帰分析の結果，罪状況と情報量の交互作用は有意ではなかった（$p = .525$）。一方，カテゴリ間の比較では，有罪条件において，無罪条件よりも正しい証言に対して回避証言を選択するオッズが有意に高かった（$p = .008$）。

考察

本研究の結果，有罪状況では無罪状況と比較して，正しい証言よりも回避的な証言を選択しやすいことが示された。この結果は，刑事免責制度下でも，自身に不利益となり得る事実を知る証人の一部が，具体的な証言を避ける可能性を示唆している。このような証言においては，その内容や証人の記憶の実態について判断することは容易ではない。したがって，刑事免責制度の運用にあたっては，実質的かつ具体的な証言が得られるかという観点からも検討を行う必要が示唆された。

引用文献

井上和治. (2021). 刑事免責制度（刑訴法 157 条の 2，157 条の 3）が適用された最初の事例 法学 85, 61–88.

本研究は，JSPS 科研費 JP 25K23086 の助成を受けて行われた。

【ポスター報告】11月29日(日)10:30

12

「恥ずかしい」感情を伴う出来事の報告に通訳人の位置が及ぼす影響

羽渕由子

周南公立大学 情報科学部

キーワード： 司法面接，性被害，羞恥感情，主観的メンタルワークロード，座席位置

目的

性被害などの出来事は，面接対象者の羞恥心や「他者に立ち入られたくない」という抵抗感から，直接的な描写が避けられたり，説明が省略されたりして，詳細な情報を得ることが難しい。

二者(面接者と面接対象者)の面接においては，信頼関係（ラポール）の形成によって，面接対象者の開示度が上がることが知られている。しかし，通訳人を介した三者面接におけるダイナミクスについては明らかになっていない。

臨床面接においては，面接者と面接対象者の座席の位置によって，面接対象者が感じる緊張感や話しやすさが変わることが知られている。これらの知見に基づくならば，通訳人が付添人（intermediary）のような役割を果たす場合には，面接者の存在が面接対象者の供述に促進的影響を及ぼす可能性がある。一方で，通訳人の存在は，面接対象者の羞恥心や抵抗感を高め，供述を抑制する影響も考えられる。

本研究では，「恥ずかしい」感情を伴う出来事を聞き取る司法面接場面を設定し，通訳人の座席位置を操作し，主観的メンタルワークロードおよび羞恥感情を測定し，通訳人の影響を検討した。

方法

要因計画 通訳人の座席位置（①面接対象者の外側，②面接対象者の内側，③面接対象者と面接者の中間，④面接者の内側，⑤面接者の外側）を操作した１要因参加者間計画であった。

実験参加者 大学生 10 名（男性 3 名，女性 7 名），平均年齢 20.7 歳（*SD*＝1.49）。全員が日本語母語話者，英語能力はCEFR A2Key レベルであった。

実験協力者 面接者２名（英語母語話者１名，日本語母語話者１名），日英通訳人（1 名）。全員女性であった。面接者，通訳人は，事前にオンライン併用による司法面接研修(半日)を受講した。

材料 Child Sexual Abuse Grooming Processes 啓蒙アニメ動画（約 5 分，SAMVAD-NIMHANS Child Protection），主観的メンタルワークロードチェックリスト（篠原，2009）。簡易英語能力判定テスト（The Cambridge English Online Test）。

装置 15 インチノートパソコン，ヘッドフォン，ビデオカメラ，ワイヤレスマイク，IC レコーダー。

手続き 実験参加者は個別に疑似事件動画を閲覧した後，面接室に移動し，英語による司法面接（NICHD プロトコル）にて閲覧した動画の出来事を日本語で報告した。通訳人は①～⑤のいずれかの座席位置に着席し，通訳をおこなった。面接者は通訳の座席位置①～⑤の条件で各１回ずつ面接をおこなった。面接の様子はビデオカメラおよび，IC レコーダーで記録された。面接終了後，実験参加者は隣室に移動し，主観的メンタルワークロードの評定および内省報告をおこなった後，簡易英語能力判定テストを受験した。

結果と考察

各面接の平均時間は 36 分 30 秒(23 分～56 分)であった。通訳人の位置別に「恥ずかしさ」および主観的メンタルワークロードの評定平均値を Table1 に示す。主観的メンタルワークロードは，面接対象者の内側で相対的に評定値が低かった。一方，「恥ずかしさ」の評定値は面接対象者の内側が最も高く，異なる様相がみられた。

引用文献

篠原一光（2009）．主観的メンタルワークロードチェックリスト 大阪大学大学院人間科学研究科・人間行動学講座・応用認知心理学研究分野 Retrieved September 30, 2026, from https://acpsy.hus.osaka-u.ac.jp/questionnaire.html

Table1 各座席位置における主観的メンタルワークロードおよび「恥ずかしさ」の評定値（平均）

	精神負担	身体負担	時間圧力	作業成績	努力	ﾌﾗｽﾄﾚｰｼｮﾝ	恥ずかしさ
①対象者外	0.50	-1.50	-2.75	0.00	1.00	-2.07	-1.50
②対象者内	-1.50	-1.75	-2.63	-1.50	0.25	-1.71	1.00
③中間	1.88	-1.00	-1.88	1.25	3.00	-0.79	0.00
④面接者内	0.50	0.00	-2.00	-1.75	1.75	-0.86	-1.50
⑤面接者外	1.38	-1.38	-2.75	-1.00	1.00	-2.00	-2.50